

意見・質問	回答
<p>＜一般競争入札案件＞</p> <p>① 令和元年度 予防治山事業 東中尾地区 溪間工</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関連工事について、春先に指名競争入札で発注しているが、仮に一般競争入札で発注していた場合、応札者の数は少なかったか。 ・ 連続した工事の入札について、関連工事を施工した関係で、資材置き場だとか事前準備等の費用を考慮して当該案件への入札が可能なのか。それとも、工事が終わると撤去して次の工事に備えるのか。 ・ 評価調書の簡易な提案について、すべて同じ数字であるが、どういった評価基準に基づいているのか。土木部と同じ方法でやっているのか。 ・ 課題の理解度は評価しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近年、発注件数が多いので、応札者の数は少なかったと思われる。 ・ 資材置場等は工事が完成すると撤去することとしているが、連続した工事の場合、資材置場等を近接工事に使用することができるので、ある程度考慮することは可能である。 ・ 評価基準は土木部と同じで、評価者数人が内容を踏まえて、0点から5点で評価し、評価者数で割ったものを評価点としている。 ・ 課題の理解度についても評価する際に考慮している。入札参加者は課題に対して提案し、発注者側は公共工事に精通した職員数人が課題に対する提案の採点を行っている。
<p>② 令和元年度 県営ほ場整備事業（機構関連型）末坂地区 用水機製作据付工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札参加者は、ポンプを製作している業者なのか、それとも代理店か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者は代理店であり、それぞれが取引しているメーカーがいる。

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価調書の配置予定技術者の技術力について、同種工事の実績は自己申告によるのか。 ・ 県内の主たる営業所だけでは十分業者数が確保されないとのことだが、ポンプが特殊なのか。根拠は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札参加者の自己申告によるものだが、データは発注者側で調べることができるので、それでチェックしている。 ・ 県内でポンプ設備に関して指名願いを出している地元業者が少ないということである。
<p>③ 主要地方道 金沢田鶴浜線 地方道改築工事（上中山橋 A1橋台工）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関連工事の参加者も同じか。 ・ 技術提案の配点比率は固定か。 ・ 技術提案の点数が0点の業者がいるが、なぜか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ その通りである。 ・ 固定ではなく、工事ごとに決めている。 ・ 記載方法に誤り（字数制限を超える）があったため、0点となった。
<p><指名競争入札案件></p> <p>④ 根上第二中継ポンプ場外大規模修繕工事（遠方監視制御装置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指名業者のうち1者が棄権しているが、なぜか。 ・ 指名選考において、予定価格積算に係る歩掛等の見積徴収を辞退した業者を指名候補者から外しているが、なぜか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理由は定かではないが、手持ち工事の関係（技術者不足等）だと思われる。 ・ 当該工事は特殊であり、事前に歩掛等の見積を行ったうえで積算を行ったが、当該見積徴収を辞退した業者は、指名しても応札しないと判断した。
<p>⑤ 一般国道249号 道路災害防除工事（川島工区）（法面工その3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関連工事と落札者が同じであるが、どう考えるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元の業者であり、施工箇所から近いことが、入札価格を積算する上で有利に働いたと思われる。

意見・質問	回答
<p>⑥ 交通信号機改良工事（R元－31）</p> <ul style="list-style-type: none"> 指名選考において、過去の指名状況を勘案しているとあるが、他部局が発注した工事についても確認しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 他部局発注工事の指名状況については確認しておらず、警察本部発注の工事のみ確認している。
<p><随意契約案件></p> <p>⑦ 石川県金沢中央観光情報センター（仮称）整備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該工事目的物を設置する物件を賃貸する際に、施工業者の指定があったとのことであるが、工事価格はどのように積算したのか。指定業者からの言い値になるようなことはないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 工事価格については、事前に相手方と交渉等を行っており、また、土木部の営繕課と連携し確認を行い、適切な価格を算出している。